令和元年度第１回　大和市文化財保護審議会　会議録

日時：令和元年７月１２日（金）
午後２時～３時１５分
会場：大和市役所　本庁舎５階　委員会室

出席者等

委　員 （４名）	◎金子　皓彦、〇鈴木　通大、坂本　要、神崎　直美、田中　徳久
事務局 （６名）	市長、文化スポーツ部長、文化振興課長、市史・文化財係長 市史・文化財係職員　２名
傍聴者	なし

◎…会長　〇…職務代理者

公開・非公開の状況

■公開　□非公開　□一部非公開
（非公開・一部非公開の場合はその理由）

会議次第

１　開会
２　会長、職務代理者の選出　資料１
３　議事
（１）平成３０年度郷土民家園指定管理業務の管理運営状況の評価について　資料２
（２）令和元年度文化財保護事業の予定について　資料３
４　その他
５　閉会

会議要旨

２　会長、職務代理者の選出
会長に金子皓彦委員を、職務代理者に鈴木通大委員を選出。
３　議事
（１）平成３０年度郷土民家園指定管理業務の管理運営状況の評価について
事務局が作成した評価案（資料２）について審議。この評価案をもって本審議会の評価とする。
（２）令和元年度文化財保護事業の予定について
事務局より資料３について説明。質疑あり。少ない人員で手広く事業をやっている。委員の意見を参考にして、本年度も事業にあたってもらいたい。

発言要旨

（□委員　△事務局）

３　議事

（１）平成３０年度郷土民家園指定管理業務の管理運営状況の評価について

△事務局より資料２「平成３０年度　指定管理事業報告概要及び評価（案）」について説明。前回審議会（平成３０年度第３回）において、指定管理者より当該年度の業務報告をしてもらい、委員との質疑をおこなった。本資料には、その際の委員の意見を集約して反映させてある。

【総括】

□事務局作成の評価案をもって本審議会の評価とする。

【評価案中の「文化財普及啓発」という表記について】

□「文化財普及啓発」というのは、市内に文化財が存在することを普及啓発する、という意味か。

△つる舞の里歴史資料館、下鶴間ふるさと館と連携することにより、郷土民家園単独では取り上げづらい民俗・自然以外の分野の文化財についても普及啓発活動にあたっているという意味である。

□文化財の「保護」を普及啓発するのか、「重要性」を普及啓発するのか、等の意味が捉えづらい。一般的な言い方であるならばこのままでも構わないが。

□この場合の文化財は「建物」を意味するのか。

△建物に限らない。園外の建物以外の文化財についても、市と連携して普及啓発に取り組んでいるという意味である。

△市内の文化財に関する普及啓発活動に取り組んでいると解釈していただきたい。

□了解した。

□この場合の文化財は有形、無形の双方を含んでいるのか。「文化財」だけでは一般の人にわかりづらいか。また、「普及啓発」というのは古い言い方になっていないか。かつては「啓蒙」という言い方があったが、受け手に失礼という理由で使わなくなった。「普及啓発」という言い方は上位からの一方的な印象を与えないか。

△「周知」や「活用」という言葉が使われる機会が多くなっているように思えるが、普及啓発という言葉も文化庁は一般的に使用している。

□了解した。用語の意味や捉え方についての考察は今後も続けてもらいたい。

□今回は、評価案中の「文化財普及啓発活動」という文言について、ただ今の質疑のとおりの意味と理解することとしたい。

【普及啓発に関連した情報提供、提言】

□東京都の大田区では双盤念仏の保存に地域ぐるみで取り組んでいる。双盤念仏は鉦を叩きながら念仏を唱えるが、この鉦を子どもに叩かせたところ大変な反響があって、地域ぐるみの活動にひろがっていったようだ。文化財は次世代に伝えることが

大事なので、特に子どもに伝えることを念頭においた取り組みが必要。地域と連携した活用ができれば、文化財の孤立を防げ、街の魅力がふくらんでいくだろう。
□富山県氷見市では、民具を使った高齢者の認知症治療で効果があがっているそうだ。高齢者に民具に触れてもらうことで記憶を呼び戻し脳に活力を与える取り組みで、回想法というらしい。文化財の活用の一つとして検討するとよいかも。
□郷土民家園や泉の森で、そのような活動の拠点づくりができそうである。
□委員の意見を、今後の事業の参考にしてもらいたい。

【郷土民家園および指定管理者の財務状況について】
□評価の視点４で指定管理者の財務状況を「十分」と判断しているが、郷土民家園の運営について、指定管理者から新規事業用の予算拡充の要望などはないのか。
△指定管理者から特に要望はあがっていない。
□人員の増などの意見も含めて聴取する機会があるとよい。

（２）令和元年度文化財保護事業の予定について

△事務局より資料３－１「令和元年度　文化財保護事業の予定」、資料３－２「大和市指定文化財一覧」、資料３－３「郷土民家園事業予定」について説明。

【総括】
□少ない人員で手広く事業をやっている。委員の意見を参考にして、本年度も事業にあたってもらいたい。

【民俗芸能の映像記録について】
□福田神社囃子獅子舞について、継承者がいなくて厳しい状況だと聞いていたがその後はどうか。映像記録を作成していたと思うが。
△昨年度は、全体や個別の動きを細かく撮影した長時間の映像記録作品を制作したが、今年度は一般向けに短く編集したものを作成する予定である。
□近年の民俗芸能の映像記録は、個々の動作を記録して、芸能が絶えた場合でも復元できるような観点から撮影している。その点はどうか。
△昨年度の作品はそのような意図で、余計な編集をしないように制作している。
□近年の民俗芸能の映像記録は、博物館等での映写用の５分程度のもの、記録保存用の３０分程度のもの、芸能が絶えた後の復元に利用する数時間のもの、の３種類を制作することが主流である。
□記録を視聴するのは３０分が限度と言われるし、博物館では展示の流れを止めないためにも５分程度にまとめる必要がある。長時間の作品も含めて、目的に応じた保存と活用が必要である。

【映像記録の保存と活用について】
□大和市に限らず、民具分野では、道具の作り方などの映像記録を制作するのか。
□船大工、鍛冶屋をはじめとする諸職で映像記録は制作されている。

□民具分野でも、作り方、使い方を記録することが必要。私見の範囲内でも、下駄屋の道具の使い方がわからなくなっている事例がある。
□職人の映像記録は難しい。作るものの種類が多いうえに、手が早く、工程ごとに作業をまとめるため、作業を筋道だてて編集するのが難しい。事前によく説明を聞いて話し合うことが必要である。
□民俗芸能の映像も含めて、担当者の交代などの要因により作品が活用されなくなることも問題である。
□保存してあったものも、記録媒体の転換に伴って廃棄されることがあった。最近はデジタルデータでの保存が主流であるが、保存期間の実績からいってフィルムが一番信頼できる。調書等もデジタルデータと紙に出力したものの双方を保管する必要がある。ただし、記録を作成する観点からは、写真も映像もデジタル化によってすごく便利になった。
□デジタルデータのみしか存在しない映像記録からフィルムを作成して保管することも検討すべき。海外ではフランスで実績があり、日本でも国がおこなっている。
□ＶＨＳテープは劣化してしまう。２０年ほどしかもたない。上和田薬王院の双盤念仏もかつてＶＨＳで映像記録を制作していたと思うが､媒体変換をしたほうがよい。市中では、安価な変換サービスも出てきたようだ。
△一昨年、市が制作した映像記録のマスターテープをデジタル化して、複数媒体で保存するようにした。
□編集前の映像素材もとても重要である。映像記録はたとえ５分のものでも説明する力が高い。しっかりと保存してほしい。
□埋蔵文化財分野でも、遺跡の発掘調査の様子や、遺物の出土状態を記録した写真等は重要であるので、いずれ媒体変換が必要だろう。
□大和市では現状保存されている遺跡はあるのか。
△現状保存されている遺跡はない。
□そうであれば尚更、発掘調査の写真や映像は重要であるので、しっかりと保存してもらいたい。

【市内のたばこ乾燥小屋について】
□資料９ページ「１２　有形文化財保護事業」に市内のたばこ乾燥小屋の調査に関する記述があるが、市内にはまだ存在するのか。
□小屋で乾燥する方式と乾燥庫を使う方式がある。小屋だとかなり大きなもの。養蚕の乾燥小屋はあるが、たばこは珍しい。
△大和市文化財調査報告書第５０集『大和写真館』に上和田のたばこ乾燥小屋の写真があるが現存しない。しかし、その写真を見た市民から、同種の建物を市内で見たとの情報があったので調査したところ、かつての一時期たばこ乾燥に使用した建物が現存していることが判明した。現在の所有者家族には、たばこ乾燥をはじめた経緯や方法を詳しく知っている者はいない。
□貴重なものなので、ぜひ記録にとどめてほしい。

４　その他

【次回文化財保護審議会の日程について】

△事務局より２月開催予定の旨説明。委員の予定を聴取。事務局で実施日を絞り込んで、後日日程調整の連絡をすると伝えた。